

答申第16号

答 申

1 審査会の結論

平成24年6月5日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求につき、実施機関である環境保全課が平成24年6月18日付け、開発指導室が平成24年6月11日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

なお、環境保全課の「建物平面図の個人使用に係る住居の間取り」を開示したことは必ずしも適切であるとは言えず、個人情報として不開示の扱いとすることが妥当であった。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年6月5日付けで「津市大谷町で〇〇が施行中の宅地開発と建築工事に関して分かる全ての文書」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 建築計画概要書（建築指導課）

イ 浄化槽調書（環境保全課）

ウ 浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書（環境保全課）

エ 都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付について（伺い）（開発指導室）

(3) 上記の本件公文書の内、アについては全部開示を行った。

(4) 上記の本件公文書の内、イ、ウ、エについては、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、環境保全課は平成24年6月18日付け、開発指導室は平成24年6月11日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 開示しない部分

(ア) 環境保全課

a 個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号

(イ) 開発指導室

a 個人印の印影部分、建物平面図の個人使用に係る住居の間取り

イ 開示しない理由

(ア) 環境保全課、開発指導室

a 条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害

すると認められるため

- (5) 異議申立人は、平成24年6月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

(1) 環境保全課

不開示とした設置者の住所、氏名、郵便番号は建築計画概要書で公開が義務付けられている。電話番号については、電話帳で公表されている。

本件公文書において、不開示理由に当たらない箇所を不開示としたのは、不当である。

また、建物平面図を公開したことは、他の本件処分（開発指導室）との間に齟齬がある。

(2) 開発指導室

建物平面図は、他の本件処分（環境保全課）で開示されており、また完成後の販売等で広告されることから、開示すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

(1) 環境保全課

浄化槽調書及び浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書は閲覧規程を定めておらず、当該事項における個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号については、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められると判断し、当該部分を開示しなかった。

(2) 開発指導室

建物平面図には各部屋の間取りや用途が記載されており、そこに将来住まう個人の家族構成、生活形態等ある程度類推することが可能となるため、「都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付について（伺い）」のうち、建物平面図の間取り部分については、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められると判断し、当該部分を開示しなかった。

5 部分開示理由等説明書に対する異議申立人の意見の概要

- (1) 当該賃貸マンションの間取り部分は現在建築工事中の計画図であるとともに、完成後は折込チラシで間取りを明らかにする事からみても、「個人の生活の情報」との理由で秘匿すべき個人情報に当たるのか。
- (2) 建築基準法の技術要件や、仕様書に反する可能性があるやも知れない間取りの配置図を黒塗りする事は許されない。

6 審査会の判断

- (1) 本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、異議申立ての理由として、不開示理由に当たらない箇所を不開示としたのは、不当であると述べており、また、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第7条の規定に基づき実施した、異議申立人の口頭による意見陳述においても、マンションの間取り部分は建築工事中の計画図であるとともに、完成後は折込チラシで間取りを明らかにする事からみても、個人情報に当たらず、また建築基準法の技術要件や仕様書に反する可能性があるやも知れない間取りの配置図を黒塗りすることは許されないことから、不開示部分の開示を求めると主張している。

また、浄化槽調書については、不開示とした設置者の住所、氏名、郵便番号は建築確認申請時に同時に出される建築計画概要書で公開が義務付けられており、電話番号についても同居人と推認される者の氏名で電話帳にて公表されていることから、不開示部分の開示を求めると主張している。

このことから、以下、条例に基づき不開示情報の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

このうち、条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を開示しない情報としたものである。また、条例第3条においても、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定めている。

ここで、本件処分における開示しない部分をみると、まず、「建築計画概要書の建築主」と「浄化槽調書の設置者」については、建築主であって且つ設置者であるとは限らない上、そもそも「浄化槽調書」と「建築計画概要書」とでは概念が違い、「建築計画概要書の建築主」が公表されているからといって、「浄化槽調書の設置者」が公表されて良いとはいえない。

したがって、「浄化槽調書」に記載されている「個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号」は、個人が識別される情報であり、条例第7条第2号に該当する。

また、「建物平面図の個人使用に係る住居の間取り」については、販売広告等の平面図は、申請書添付図書の平面図等を利用して別途作成されるもので、同一の物でないと認められるほか、申請書添付図書のように詳細まで示されている間取りは、将来そこに住まう個人の家族構成、生活形態等を相当程度に推認することが可能となり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるもの。」で、条例第7条第2号に該当

する。

なお、建物平面図の個人使用に係る住居の間取り部分については、環境保全課で開示決定、開発指導室で不開示決定と実施機関により齟齬があったことから、今後、実施機関同士で協議等行い、決定に齟齬が生じないよう対策を講じるべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月28日	諮問書の受付
平成24年 8月28日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成24年 9月11日	諮問案件の審議及び実施機関への聴取
平成24年10月 9日	諮問案件の審議及び異議申立人からの口頭意見陳述
平成24年11月13日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	白 石 友 行
委 員	内 田 典 夫